

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施細則

平成20年3月19日 熊本県環境保全課

(目的)

第1条 この細則は、熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項（以下「要項」という。）第12条に基づき、要項の運用のために必要な事項を定めることを目的とする。

(気象情報の収集)

第2条 要項第3条の規定に基づき収集する気象情報は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 天候
- (2) 気温、湿度
- (3) 風向、風速
- (4) 今後2時間程度での気象条件の変化

(測定)

第3条 要項第2条第2項の規定に基づき測定局等によって算定された光化学オキシダントの濃度は、原則として大気汚染監視テレメータシステムによって把握する。

(ばい煙発生施設の範囲)

第4条 要項別表1に規定するばい煙発生施設は、常用又は非常用を問わず全ての施設とする。

(発令準備)

第5条 熊本県環境生活部環境保全課（以下「県環境保全課」という。）の職員は、一測定局において光化学オキシダント濃度が0.09ppm以上となったときは、予報発令の準備を行う。

(注意報等の解除要件等)

第6条 要項第7条に規定する解除の要件は、別表1のとおりとする。

2 注意報等の発令及び解除の判断は、県環境保全課長が行う。

(関係機関)

第7条 要項別表2の備考に掲げる関係機関は、別表2のとおりとする。

(周知系統)

第8条 要項第8条第1項に規定する予報の発令を行ったときは、別図1の連絡系統により周知を行う。

2 要項第8条第2項に規定する注意報等（予報を除く。）の発令を行ったときは、別図2の連絡系統により周知を行う。

3 要項第8条第1項及び第2項に規定する注意報等の解除を行ったときは、発令時と同様の連絡系統により周知を行う。

(周知内容)

第9条 注意報等（予報を除く。）の発令を行ったときは、別表3に掲げる内容を周知する。

(削減計画及び届出様式)

第10条 要項第9条第1項の規定による届出を行うときは、様式1による届出書を、熊本市に立地する特定工場にあつては熊本市に、熊本市以外に立地する特定工場にあつては管轄する保健所に、正副2部提出しなければならない。

2 要項第9条第2項の規定による連絡を行うときは、電話等により、熊本市に立地する特定工場にあつては県環境保全課に、熊本市以外に立地する特定工場にあつては管轄する保健所に行わなければならない。

3 要項第9条第3項の規定による報告を行うときは、様式2による報告書を、熊本市に立地する特定工場にあつては県環境保全課に、熊本市以外に立地する特定工場にあつては管轄する保健所に、正副2部提出しなければならない。

(相談窓口の設置及び健康被害の受付等)

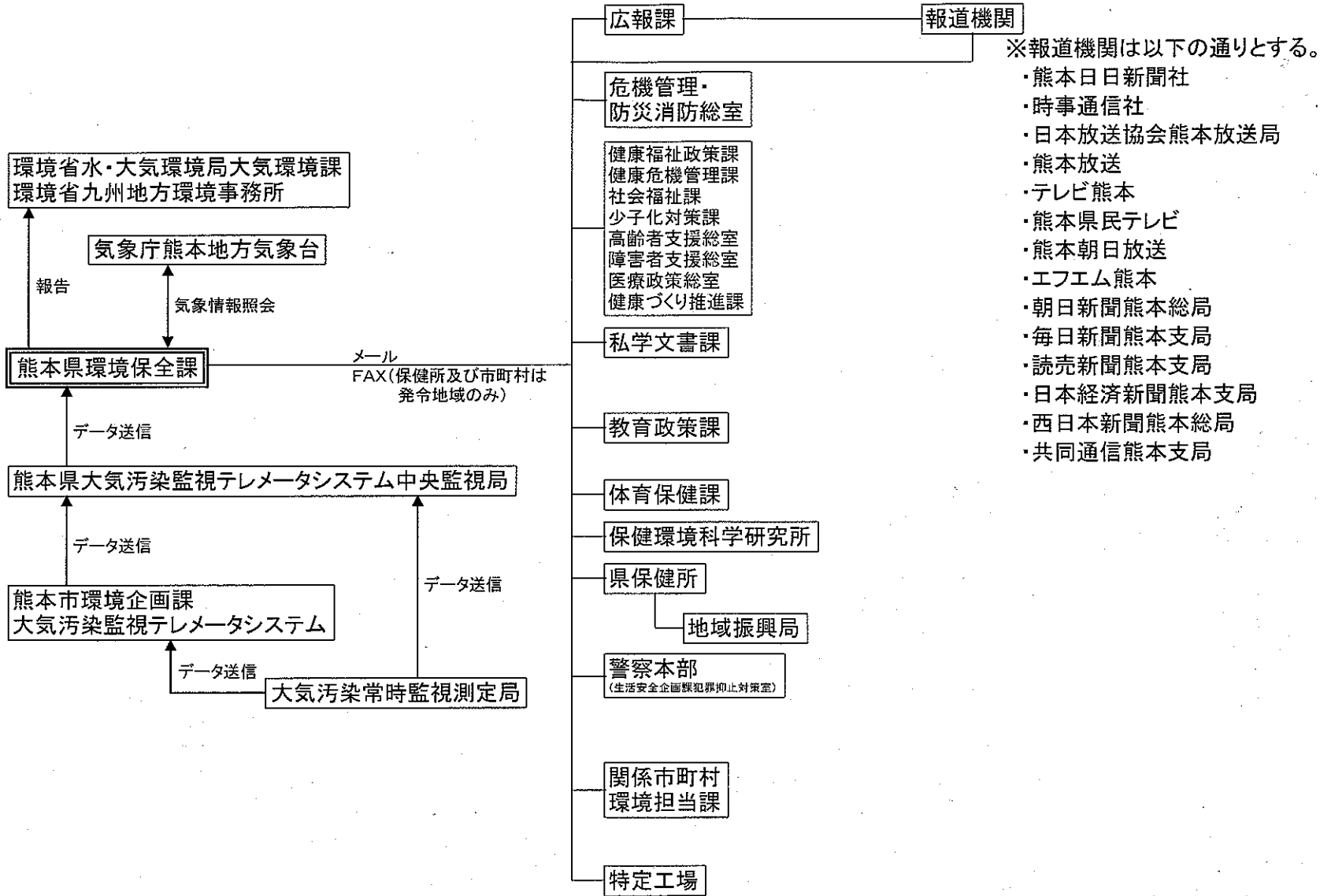
第11条 注意報等を発令したときは、要項第11条の規定に基づき、県環境保全課、発令地域の市町村、別表2の区分1から26に掲げる関係機関は、別表4及び別図3によって、相談窓口の設置及び県民等からの健康被害の受付並びに報告を行わなければならない。

2 健康被害の受付は様式3によって行い、健康被害状況のとりまとめは様式4によって行う。

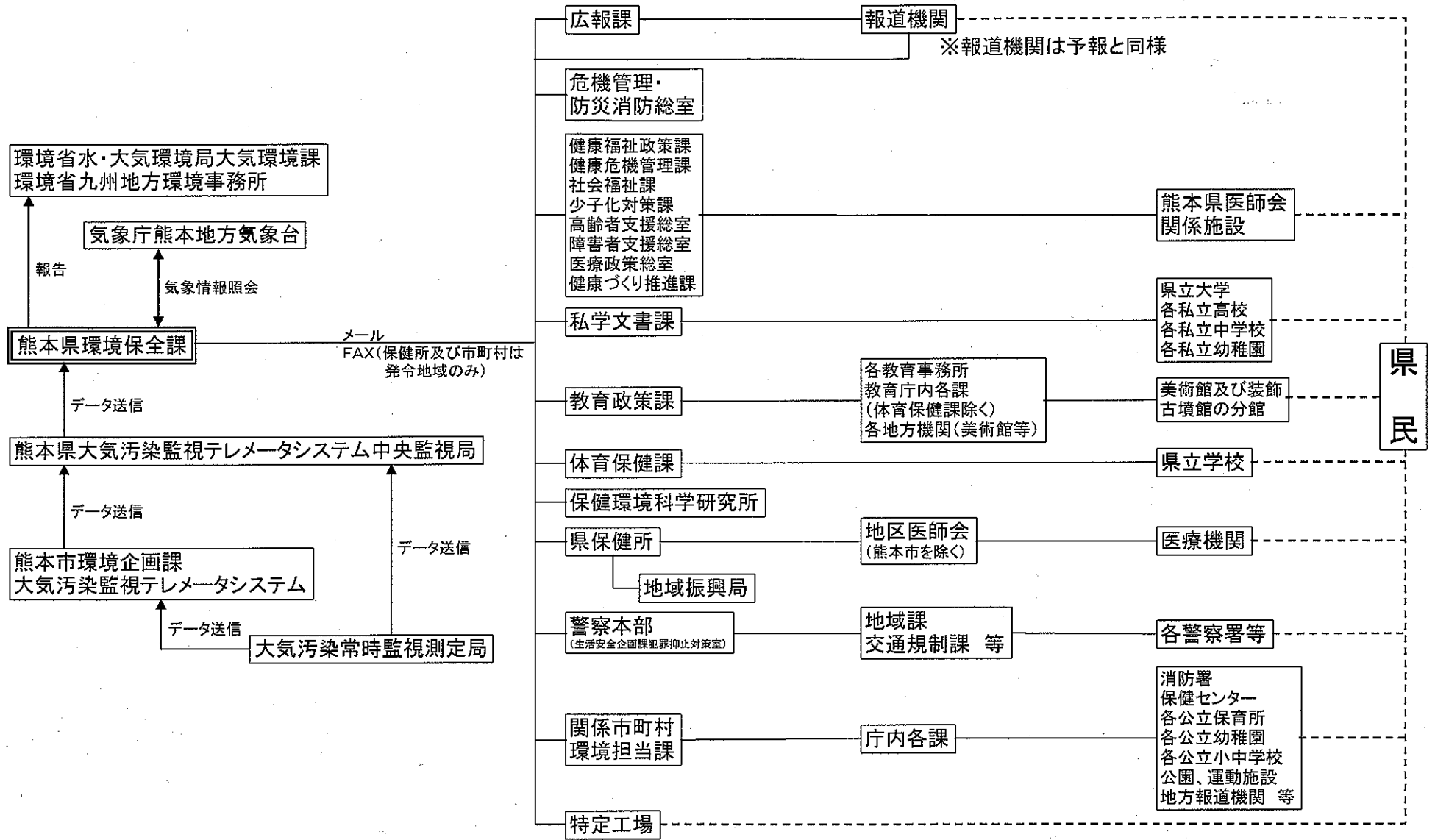
附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

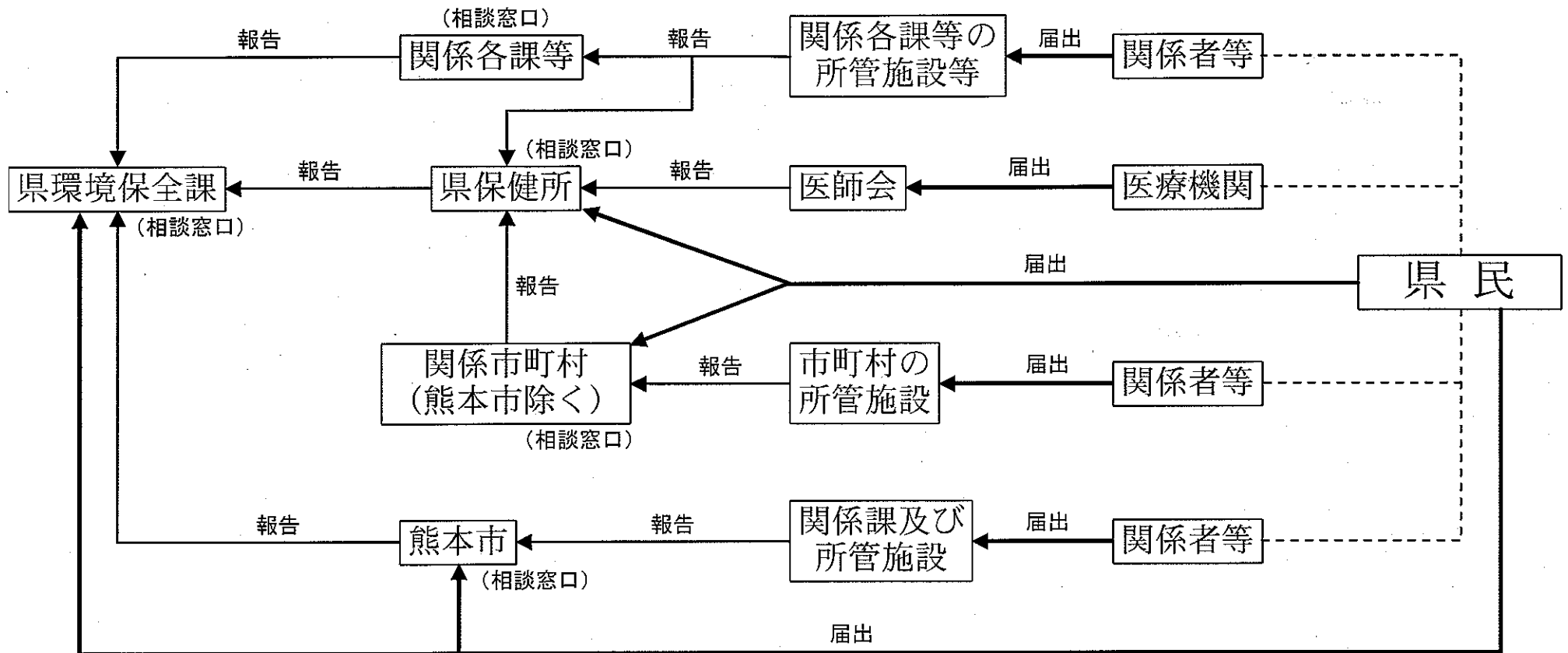
別図1 予報発令時の連絡系統（第8条関係）



別図2 注意報等（予報を除く。）発令時の連絡系統（第8条関係）



別図3 被害状況の届出報告（第11条関係）



別表1 (第6条関係)

発令呼称	解除要件
光化学スモッグ 予報	原則として1時間値が0.1ppmを連続して2時間下回った場合
光化学スモッグ 注意報	原則として1時間値が0.12ppmを連続して2時間下回った場合(予報への移行は行わない。)
光化学スモッグ 警報	原則として1時間値が0.24ppmを連続して2時間下回った場合(注意報へ移行又は解除)
光化学スモッグ 重大警報	原則として1時間値が0.4ppmを連続して2時間下回った場合(注意報、警報へ移行又は解除)

別表2 (第7条関係)

区分	関係機関	区分	関係機関
1	熊本県総合政策局広報課	16	熊本県宇城保健所衛生環境課
2	熊本県総務部私学文書課	17	熊本県有明保健所衛生環境課
3	熊本県総務部危機管理・防災消防総室	18	熊本県山鹿保健所衛生環境課
4	熊本県健康福祉部健康福祉政策課	19	熊本県菊池保健所衛生環境課
5	熊本県健康福祉部健康危機管理課	20	熊本県阿蘇保健所衛生環境課
6	熊本県健康福祉部社会福祉課	21	熊本県御船保健所衛生環境課
7	熊本県健康福祉部少子化対策課	22	熊本県八代保健所衛生環境課
8	熊本県健康福祉部高齢者支援総室	23	熊本県水俣保健所衛生環境課
9	熊本県健康福祉部障害者支援総室	24	熊本県人吉保健所衛生環境課
10	熊本県健康福祉部医療政策総室	25	熊本県天草保健所衛生環境課
11	熊本県健康福祉部健康づくり推進課	26	熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室
12	熊本県環境生活部環境政策課	27	環境省水・大気環境局大気環境課
13	熊本県環境生活部環境保全課	28	環境省九州地方環境事務所環境対策課
14	熊本県教育庁教育政策課	29	気象庁熊本地方気象台防災業務課
15	熊本県教育庁体育保健課	30	熊本県保健環境科学研究所

別表3 (第9条関係)

発令呼称	周知内容
光化学スモッグ注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外になるべく出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外での運動を避け、屋内に入ること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、できるだけ運行を自粛すること。
光化学スモッグ警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外に出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外での運動を中止して屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目やのどなどに刺激や痛みを感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、できるだけ運行を自粛すること。
光化学スモッグ重大警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外に出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報時と同様の措置を再確認し、徹底すること。 3 目やのどなどに刺激や痛みを感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、関係市町村、保健所又は県環境保全課に連絡すること。 4 自動車を運転している人、これから運転する人は、運行を自粛すること。また、重大警報発令に伴う交通規制が行われている場合は、それに従うこと。

健康被害の受付及び報告

1 県環境保全課

- ① 相談窓口を設置して県民等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 各保健所、関係各課等からの報告と併せて、月ごとに県内の健康被害状況を取りまとめる。

2 関係市町村（熊本市を除く。）

- ① 相談窓口を設置して県民、市町村内関係各課及びそれらが所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに管轄の保健所に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、管轄の保健所に報告する。

3 熊本市

- ① 相談窓口を設置して市民、市役所内関係各課及びそれらが所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、県環境保全課に報告する。

4 関係各課等

- ① 相談窓口を設置して県民及び所管する施設等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、県環境保全課に報告する。

5 関係保健所

- ① 相談窓口を設置して県民及び医療機関等からの健康被害の届出を受け付け、必要に応じて調査等を実施する。
- ② 届出を受け付けたときは、速やかに県環境保全課に報告するとともに、月ごとに健康被害状況を取りまとめ、管内市町村の健康被害状況と併せて県環境保全課に報告する。

6 その他

- ① 健康被害状況取りまとめ表は、健康被害の届出を受け付けた翌月8日まで（休日の場合は次の平日）に、報告先に提出する。

燃料使用量等削減計画 (変更、廃止) 届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

印

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
特定工場の種類	ばい煙に係る特定工場 VOCに係る特定工場	※審査結果	
削減計画 (廃止理由)	別紙1、別紙2、別紙3のとおり	※備考	

平日における緊急時の連絡先

担当課		電話番号	
職氏名		FAX番号	
メールアドレス			

休日における緊急時の連絡先 (可能な限り複数人により携帯電話番号等を記入すること。)

担当課		電話番号	
職氏名		FAX番号	
メールアドレス			

- 備考
- 1 廃止を届け出るときには、別紙3のみ添付すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

ばい煙に係る特定工場における削減計画

工場又は事業場名	
主なばい煙発生施設の名称	
総排出ガス量 (最大、Nm ³ /h)	

施設番号				合計
ばい煙発生施設の 名称及び形式				
措置の実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
①燃料使用量 (通常量)	L/h	L/h	L/h	L/h
②排出ガス量 (湿り、通常量)	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h
③窒素酸化物排出量 (乾き、通常量)	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h
光化学 スモッグ警報 時の措 置	削減する項目	①、②、③	①、②、③	①、②、③
	削減方法			
	削減量	/h	/h	/h
	削減率	%	%	%
	所要時間	分	分	分
光化学 スモッグ重大 警報時 の措 置	削減する項目	①、②、③	①、②、③	①、②、③
	削減方法			
	削減量	/h	/h	/h
	削減率	%	%	%
	所要時間	分	分	分

- 備考 1 燃料使用量の欄には、重油に換算した数値を記入すること。
(液体燃料 1L、気体燃料 1.6m³及び固体燃料 1.6kg を重油 1L に換算する。)
- 2 所要時間の欄には、連絡を受けてから所定の削減率を達成するまでに必要な時間を記入すること。
- 3 4以上の施設を設置している場合は、本紙を必要枚数添付すること。
- 4 本紙に依らない削減措置を行う場合は、その内容を詳細に記載した資料を添付すること。

VOCに係る特定工場における削減計画

工場又は事業場名	
主なVOC排出施設の名称	
主なVOCの種類	

施設番号				合 計
VOC排出施設の 名称及び形式				
措置の実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
①排出ガス量 (湿り、通常量)	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h	Nm ³ /h
②VOC使用量 (通常量)	L/h	L/h	L/h	L/h
光化学 スモッグ警報 時の措 置	削減する項目	① 、 ②	① 、 ②	① 、 ②
	削減方法			
	削減量			
	削減率	%	%	%
	所要時間	分	分	分
光化学 スモッグ重大 警報時 の措置	削減する項目	① 、 ②	① 、 ②	① 、 ②
	削減方法			
	削減量			
	削減率	%	%	%
	所要時間	分	分	分

- 備考 1 所要時間の欄には、連絡を受けてから所定の削減率を達成するまでに必要な時間を記入すること。
- 2 4以上の施設を設置している場合は、本紙を必要枚数添付すること。
- 3 本紙に依らない削減措置を行う場合は、その内容を詳細に記載した資料を添付すること。

削減計画の廃止

工場又は事業場名	
主なばい煙発生施設の名称	
総排出ガス量 (最大、Nm ³ /h)	
主なVOC排出施設の名称	

計画廃止理由

ばい煙発生施設について	変更、廃止、その他 ()
	対象施設名
VOC排出施設について	廃止、その他 ()
	対象施設名

燃料使用量等削減実施報告書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

印

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項第9条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定工場の種類	ばい煙に係る特定工場 VOCに係る特定工場
注意報等発令日時	平成 年 月 日 時 分
発令呼称	光化学スモッグ警報 ・ 光化学スモッグ重大警報
削減内容	施設番号： 削減方法： 削減措置を講じた時間： 時 分～ 時 分
削減率 (合計)	

- 備考 1 同日中に警報及び重大警報を発令した場合は、発令呼称毎に報告すること。
2 届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式3 (第11条関係)

光化学スモッグに係る被害状況受付票

受付日時：平成 年 月 日 時 分

受付機関：

受付者名：

発生日時	平成 年 月 日 時 分
発生場所（市町村名）	
届出者の分類、性別及び年齢	
届出者数及び男女内訳	
被害の状況	
処置	
その他	

備考 医療機関に受診した場合又は受診予定の場合は、処置の欄に記載すること。

様式3 (記入例)

光化学スモッグに係る被害状況受付票

受付日時：平成〇〇年5月1日 15時30分

受付機関：〇〇市環境課

受付者名：〇〇〇〇

発生日時	平成〇〇年5月1日 13時20分
発生場所 (市町村名)	〇〇市××町
届出者の分類、性別及び年齢	中学生 (男、14) (例) 無職、幼児、会社員、農業、建築 等
届出者数及び男女内訳	5人 (男1、女4)
被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外で運動 (部活動) 中に被害発生 ・ 目の痛み ・ 喉の痛み
処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗眼の実施 ・ うがいの実施 ・ 学校内に入り安静にした。 ・ 医療機関に受診
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名 (女性) が強い喉の痛みを訴えており、回復しなかったため医師の診察を受けたが、特に異常なし。 ・ その他の者は既に回復

備考 医療機関に受診した場合又は受診予定の場合は、処置の欄に記載すること。

様式4 (第11条関係)

健康被害状況取りまとめ表

平成 年 月分 取りまとめ機関：

発生日時	発生場所 (市町村名)	届出者の分類 性別及び年齢	届出者数及び 男女内訳	被害の状況	処置

備考 医療機関に受診した場合は、処置の項に記載すること。